

【別表 1】給与（給与収入から給与所得の求め方）

給与収入の合計額	給与所得
550,999 円以下	0 円
551,000 円～1,618,999 円	給与収入－550,000 円
1,619,000 円～1,619,999 円	1,069,000 円
1,620,000 円～1,621,999 円	1,070,000 円
1,622,000 円～1,623,999 円	1,072,000 円
1,624,000 円～1,627,999 円	1,074,000 円

給与収入の合計額	給与所得
1,628,000 円～1,799,999 円	$A \times 2.4 + 100,000$ 円
1,800,000 円～3,599,999 円	$A \times 2.8 - 80,000$ 円
3,600,000 円～6,599,999 円	$A \times 3.2 - 440,000$ 円
6,600,000 円～8,499,999 円	給与収入 $\times 0.9 - 1,100,000$ 円
8,500,000 円～	給与収入 $- 1,950,000$ 円

※A=収入金額を 4 で割り 1,000 円未満の端数を切り捨てた値

【別表 2】公的年金等（年金収入から年金所得の求め方）

年齢	公的年金等の収入合計額	左に対する所得額		
		公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
65 歳未満	～1,299,999 円	年金収入 $- 600,000$ 円	年金収入 $- 500,000$ 円	年金収入 $- 400,000$ 円
	1,300,000 円～4,099,999 円	年金収入 $\times 75\% - 275,000$ 円	年金収入 $\times 75\% - 175,000$ 円	年金収入 $\times 75\% - 75,000$ 円
	4,100,000 円～7,699,999 円	年金収入 $\times 85\% - 685,000$ 円	年金収入 $\times 85\% - 585,000$ 円	年金収入 $\times 85\% - 485,000$ 円
	7,700,000 円～9,999,999 円	年金収入 $\times 95\% - 1,455,000$ 円	年金収入 $\times 95\% - 1,355,000$ 円	年金収入 $\times 95\% - 1,255,000$ 円
	10,000,000 円以上	年金収入 $- 1,955,000$ 円	年金収入 $- 1,855,000$ 円	年金収入 $- 1,755,000$ 円
65 歳以上	～3,299,999 円	年金収入 $- 1,100,000$ 円	年金収入 $- 1,000,000$ 円	年金収入 $- 900,000$ 円
	3,300,000 円～4,099,999 円	年金収入 $\times 75\% - 275,000$ 円	年金収入 $\times 75\% - 175,000$ 円	年金収入 $\times 75\% - 75,000$ 円
	4,100,000 円～7,699,999 円	年金収入 $\times 85\% - 685,000$ 円	年金収入 $\times 85\% - 585,000$ 円	年金収入 $\times 85\% - 485,000$ 円
	7,700,000 円～9,999,999 円	年金収入 $\times 95\% - 1,455,000$ 円	年金収入 $\times 95\% - 1,355,000$ 円	年金収入 $\times 95\% - 1,255,000$ 円
	10,000,000 円以上	年金収入 $- 1,955,000$ 円	年金収入 $- 1,855,000$ 円	年金収入 $- 1,755,000$ 円

※65 歳以上=昭和 35 年 1 月 1 日以前に生まれた人

(1) 給与収入 850 万円超の人、(2) 給与所得と公的年金等の雑所得の両方がある人は、別紙の「令和 7 年度 市民税県民税申告の手引き」4 頁の『市民税・県民税申告書』記入の注意点 もご確認ください。

【別表 3】生命保険料控除（一般生命保険、介護医療保険、個人年金保険） 最高 70,000 円

○新契約（平成 24 年 1 月 1 日以降に契約した一般生命保険、介護医療保険、個人年金保険）

支払った保険料	控除額	支払った保険料	控除額
12,000 円以下	全額	32,001 円～56,000 円	支払額 $\times 1/4 + 14,000$ 円
12,001 円～32,000 円	支払額 $\times 1/2 + 6,000$ 円	56,001 円以上	一律 28,000 円

○旧契約（平成 23 年 12 月 31 日以前に契約した一般生命保険、個人年金保険）

支払った保険料	控除額	支払った保険料	控除額
15,000 円以下	全額	40,001 円～70,000 円	支払額 $\times 1/4 + 17,500$ 円
15,001 円～40,000 円	支払額 $\times 1/2 + 7,500$ 円	70,001 円以上	一律 35,000 円

※一般生命保険、介護医療保険、個人年金保険の区分ごとに控除額を計算してから、それらの控除額を合計します。

一般生命保険と個人年金保険で、新契約と旧契約の両方の適用を受ける場合には、新契約と旧契約で別々に控除額を計算してから合計します。その場合の限度額は 28,000 円です。

【別表4】地震保険料控除 最高 25,000 円

種 類	支払った保険料	控 除 額
①地震保険料	支払額 × 1/2 (最高 25,000 円)	
②旧長期損害保険料	5,000 円以下	全額
	5,001 円～15,000 円	支払額 × 1/2 + 2,500 円
	15,001 円以上	一律 10,000 円

※地震保険料と旧長期損害保険料の両方がある場合の控除額は①と②の合計です。(最高 25,000 円)

※ただし、旧長期損害保険に地震保険を付けた契約については、控除額を合計することができません。

【別表5】寡婦・ひとり親控除

区 分	控 除 額
寡婦	26 万円
ひとり親	30 万円

※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」と記載のある人は対象外です。

【別表6】障害者控除

区 分	対 象	控除額
普通障害	身体障害者手帳 3～6 級、療育手帳 B・C、精神障害者保健福祉手帳 2 級・3 級交付者など	26 万円
特別障害	身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 (A)・A、精神障害者保健福祉手帳 1 級交付者など	30 万円
同居特別障害	特別障害者に該当し、あなた又は配偶者もしくは生計を一にする親族のいずれかと同居している人	53 万円

【別表7】配偶者控除

配偶者の区分 (合計所得金額が 48万円以下)	控除額		
	申告者の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
控除対象配偶者 (70歳未満)	33万円	22万円	11万円
老人控除対象配偶者 (70歳以上)	38万円	26万円	13万円

※70歳以上＝昭和30年1月1日以前に生まれた人

【別表8】配偶者特別控除

配偶者の合計所得金額	控除額		
	申告者の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
48万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超105万円以下	31万円	21万円	
105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円

【別表9】扶養控除

区 分		控除額
一般扶養親族: 特定扶養親族、老人扶養親族及び年少扶養親族(平成 21 年 1 月 2 日以降に生まれた人)以外の人		33 万円
特定扶養親族: 平成 14 年 1 月 2 日から平成 18 年 1 月 1 日までに生まれた人(19～22 歳)		45 万円
老人扶養親族(70 歳以上) ※昭和 30 年 1 月 1 日以前に生まれた人	同居老親: あなた又は配偶者の直系尊属で、あなた又は配偶者と同居している人	45 万円
	そ の 他: 同居老親に該当しない人	38 万円

【別表10】基礎控除

申告者の合計所得金額	2,400 万円以下	2,400 万円超 2,450 万円以下	2,450 万円超 2,500 万円以下	2,500 万円超
基礎控除額	43 万円	29 万円	15 万円	0 円

【別表11】医療費控除 (『医療費控除の明細書』または『セルフメディケーション税制の明細書』の添付が必要です。)

○ 医療費控除 最高 200 万円

※領収書はご自宅で保管してください。

総所得金額等	控 除 額
200 万円以上	(支払った医療費－保険金などで補てんされる金額)－10 万円
200 万円未満	(支払った医療費－保険金などで補てんされる金額)－総所得金額等の 5%

○ セルフメディケーション税制 (医療費控除の特例) 最高 88,000 円

控 除 額
(支払ったスイッチ OTC 医薬品の購入費用－保険金などで補てんされる金額)－12,000 円

※従来の医療費控除とセルフメディケーション税制の併用はできません。どちらか一方のみの適用となります。